

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

精神保健福祉手帳の等級変更手続きの案内不足に係る解決金の支払いに関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月26日

足立区長 近 藤 弥 生

精神保健福祉手帳の等級変更手続きの案内不足に係る解決金の支払いに関する和解について

足立区は、精神保健福祉手帳の等級変更手続きの案内不足に伴い発生した診断書料作成費用の支払いについて、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区西新井栄町在住者
- 2 和解の要旨
別紙、合意書のとおり

以 上

和解条項

足立区（以下「甲」という。）と 氏（以下「乙」という。）は、以下の1に記載する事案（以下「本件」という。）について、次のとおり合意（以下「本合意」という。）する。

- 1 甲は、乙に対して令和5年4月19日に精神障害者保健福祉手帳の等級変更の申請に関する添付書類を案内する際、診断書または年金証書等の写しのいずれかが等級変更の申請に必要である旨案内すべきであったところ、等級変更手続に関する案内書類「精神障害者保健福祉手帳を申請する方へ」を乙に交付していたことを理由に、口頭で添付書類として診断書のみを案内した。甲による案内を受けて、乙は診断書の添付を選択し、診断書料として金6,600円を支払った。
- 2 甲は、乙に対し、本件の発生につき謝罪の意を表した上で、解決金として金6,600円の支払義務があることを認める。
- 3 甲は、乙に対し、前項の金員を本和解の席上で支払い、乙はこれを受領した。
- 4 甲及び乙は、本合意に至る経緯並びに本合意の存在及び内容を、みだりに第三者に口外しないことを相互に合意する。
- 5 及び乙は、甲と乙の間には、本件に関し、前各項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲：住所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

名称 足立区

足立区長 近藤 や よ い 印

乙：住所

氏名